

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
樋口土木 株式会社	茨城県稲敷郡阿見町住吉2-3-19	

2. 指名停止措置期間 令和元年7月8日 ~ 令和元年8月7日 (1箇月間)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

樋口土木(株)は、竜ヶ崎工事事務所発注の下水道工事において、令和元年5月11日、誘導員を配置せずに機械の作業範囲内となる土留内で埋戻し作業を行わせるなど、安全管理措置の不適切により作業員が死亡する事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第1第8号イに該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 イ 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき	1箇月

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)